



平成 28 年 6 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング
(JASDAQ コード : 3350)
問合せ先 取締役 CFO 王生 貴久
電 話 (050-5835-0966)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 決算期の変更

当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとしておりますが、親会社と決算期を 12 月末に統一することで、経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第 14 条、第 15 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 18 期事業年度は、2015 年 10 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの 15 ヶ月になるため、経過措置として附則を設けるものであります。なお、現在決算期が 12 月 31 日以外の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

(2) 発行可能株式総数の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の 320,000,000 株から、798,000,000 株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>320,000,000株</u>とする。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>798,000,000株</u>とする。</p>
<p>第3章 株主総会 (招集時期) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集時期) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p>
<p>第7章 計算 (事業年度及び決算期) 第45条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第46条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>(中間配当) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>	<p>第7章 計算 (事業年度及び決算期) 第45条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第46条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>(中間配当) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条 第45条の規定にかかわらず、第18期事業年度は、2015年10月1日から2016年12月31日までの15ヶ月間とする。 <u>本附則は、第18期事業年度経過をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日

平成 28 年 6 月 29 日 (水)

定款一部変更の効力発生予定日

平成 28 年 6 月 30 日 (木)

以上